

国際税務 QI/FATCA/CRS 関連情報

内国歳入法 871 条(m)に係る経過措置の追加延長に関する IRS 通知 2022-37 の公表

2022 年 9 月 6 日

米国内国歳入庁（Internal Revenue Service：以下「IRS」）は 2022 年 8 月に米国内国歳入法 871 条（m）及び適格デリバティブディーラー（Qualified Derivatives Dealer：以下「QDD」）制度に関する規則を一部改正する [IRS 通知 2022-37](#)（以下「本通知」）を公表した。本通知は、2019 年 12 月に公表された通知 2020-2 における 871 条（m）に関する経過措置期間をさらに 2 年間延長するものである。通知 2020-2 の詳細な内容については、[2019 年 12 月 19 日付のニュースレター](#)（デロイト トーマツ税理士法人ウェブサイト）を参照されたい。

1. デルタワン取引及びノンデルタワン取引における経過措置の追加延長

通知 2020-2 において、871 条（m）の対象取引に関する段階的導入措置が公表されており、2017 年から 2022 年に関してはデルタワン取引のみが対象となり、ノンデルタワン取引が対象となるのは 2023 年以降とされていた。本通知では、当該段階的導入措置について 2 年間の追加延長措置が公表された。これにより、871 条（m）の対象取引は、2024 年まではデルタワン取引のみ、ノンデルタワン取引が対象となるのは 2025 年以降となる。

また、当該経過期間の追加延長措置に合わせて、871 条（m）遵守に係る努力規定についても 2 年間の追加延長措置が取られることとなった。これによって、デルタワン取引については 2017 年から 2024 年が経過措置期間、ノンデルタワン取引については 2025 年が経過措置期間となる。これらの経過措置期間中においては、納税者又は源泉徴収義務者は 871 条（m）を遵守するために誠実な努力をどの程度行ったかが考慮されることとなる。

さらに、QDD に関する経過措置期間についても 2 年間の追加延長措置が取られることとなり、QDD は 2017 年から 2024 年までの間、2017 年 QI 契約及び 2023 年 QI 契約（2023 年 1 月 1 日適用予定）の遵守に関して誠実な努力を行っている場合には、QDD としての義務を遵守していることとみなされることとなる。

加えて、IRS は 2017 年 QI 契約及び 2023 年 QI 契約において、QDD 遵守に関して誠実な努力を行うことで、2025 年

より前の年について、QI 契約のもとで QDD としての義務を満たしているとみなす旨のガイダンスを公表することを検討している。

2. 結合ルールにおける経過措置の追加延長

通知 2020-2 において、結合ルールについての経過措置が公表されており、2017 年から 2022 年においては、結合ルールの対象となる取引は店頭取引に限定されており、さらに、上場している取引については結合ルールの対象外とすることとされていた。本通知では、当該経過措置期間について 2 年間の追加延長措置が公表され、2017 年から 2024 年が結合ルールの経過措置期間の対象年度となる。

3. QDD 制度における経過措置の追加延長

通知 2020-2 において、QDD 制度に関する段階的導入措置が公表されており、2017 年から 2022 年においては、QDD はディーラーとして受領した配当及び配当同等物に関して納税義務は生じず、源泉徴収されることもないとされていた。また、QDD のネットデルタエクスポージャーに基づく 871 条（m）金額の算出は 2023 年に開始される予定であった。さらに、QDD は 2017 年から 2022 年における QDD としての業務に関して、定期的検証を実施する必要はないとされていた。本通知では、当該段階的導入措置についても、2 年間の追加延長措置が公表された。これにより、2023 年及び 2024 年においても、QDD はディーラーとして受領した配当及び配当同等物に対する課税、又は、これらの配当に係る源泉徴収もされないこととなった。また、ネットデルタエクスポージャーに基づく 871 条（m）金額の算出は 2025 年に開始されることになる。さらに、QDD は 2023 年又は 2024 年における QDD としての業務に関する定期的検証を実施する必要もなくなった。

QDD 制度における経過措置及び QDD の定期的検証免除について、IRS は 2023 年 QI 契約に含むことを予定している。

おわりに

本通知によって金融機関は 871 条（m）及び QDD の遵守体制の整備にさらなる時間的猶予が与えられることは、朗

報となった。また、QDDの定期的検証免除については、2023年QI契約に盛り込まれることが予定されており、公表が待たれる。過去数回に渡り経過措置の延長が行われているが、施行時に適切な対応ができるよう、遵守体制の整備を行っていくことが重要である。

デロイトトーマツ税理士法人では871条（m）及びQDDに関する導入支援及び継続的なサポートサービスを提供している。今回、ニュースレターでご案内した内容のほか、制度内容・法令等でもご不明な点等があれば、ご相談いただきたい。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/us

お問い合わせ

米国税務及び QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ 税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohatsu.co.jp
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohatsu.co.jp
マネジャー	榎本 純子	junko1.enomoto@tohatsu.co.jp
マネジャー	渡邊 美穂子	mihoko.watanabe@tohatsu.co.jp
所在地	〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング	
Tel	03-6213-3800 (代)	
email	tax.cs@tohatsu.co.jp	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネス プロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー フォーム および それらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数 を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー フォーム および 関係法人 はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバー フォーム ならびに 関係法人 は、自らの作 および 不作為 についてのみ責任を負い、互いに他のフォームまたは 関係法人 の作 および 不作為 について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバー フォーム であり、保証 有限責任 会社 です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー および それらの関係法人 は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザー、リスク アドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001